

○東松山市一時保育事業実施要綱

平成 11 年 2 月 1 日

決裁

改正 平成 14 年 5 月 22 日決裁

平成 16 年 1 月 28 日決裁

平成 20 年 3 月 7 日決裁

平成 27 年 3 月 31 日決裁

平成 30 年 8 月 17 日決裁

令和 3 年 1 月 27 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育需要や保護者の傷病等による緊急時の保育需要に対応するため、一時保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第 2 条 事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 非定型的保育サービス事業 保護者の労働、職業訓練、就労等により断続的に家庭保育が困難な児童に対し、平均週 3 日程度保育を実施する事業
- (2) 緊急保育サービス事業 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭保育が困難な児童に対して行う事業
- (3) 育児リフレッシュ保育サービス事業 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担感を解消するために行う事業

(対象児童)

第 3 条 事業の対象となる児童の要件は、次のとおりとする。ただし、市長が特別に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者又は保護者が市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による  
保育の実施の対象にならない者

(3) 小学校就学前の者（申し込み日現在において満1歳以上の児童に限る。）  
（利用定員）

第4条 この事業の1日の定員は、1施設当たり10人とする。ただし、市長  
が必要があると認めるときは、定員を変更することができる。

（利用時間）

第5条 この事業の利用時間は、原則として通常の保育時間内とする。ただし、  
特別の事情があるときは、市長は利用時間を変更することができる。

（休業日）

第6条 この事業の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日まで

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休業日に  
事業を実施することができる。

（実施施設）

第7条 事業を実施する施設は、市長が指定する保育園とする。

（費用負担）

第8条 市長は、事業を実施するために必要な費用の一部として、別表に定め  
る金額を入園児童の保護者から徴収するものとする。

（入園の申請）

第9条 保護者は、児童を入園させようとするときは一時保育利用申請書（様  
式第1号）により、市長に申請しなければならない。

（入園の承諾及び不承諾）

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理した時は、速やかに一時保育  
の可否を確認し、一時保育利用承諾・不承諾決定通知書（様式第2号）によ

り、保護者に通知しなければならない。

(辞退の届出)

第11条 保護者は、一時保育を利用する理由が消滅したときは、一時保育利用辞退届出書(様式第3号)により、速やかに市長に届出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月22日決裁)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成16年1月28日決裁)

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行の日以後に利用する一時保育の手続等については、この要綱の施行の日前においても、この要綱の例により行うことができる。

附 則(平成30年8月17日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月17日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱による改正後の東松山市一時保育事業実施要綱の規定の例により、休業日における一時保育事業

の実施に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（令和 3 年 1 月 2 7 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市一時保育事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第 8 条関係）

保 育 料	時間区分		年齢区分	
			3 歳未満児	3 歳以上児
市 内 在 住 者	通常保育時間内	日額	2, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
		4 時間当たり	1, 5 0 0 円	1, 0 0 0 円
	通常保育時間外	3 0 分当たり	5 0 0 円	5 0 0 円
保 護 者 が 市 内 在 勤 である 児 童	通常保育時間内	日額	2, 8 5 0 円	1, 8 5 0 円
		4 時間当たり	1, 7 0 0 円	1, 2 0 0 円
	通常保育時間外	3 0 分当たり	5 0 0 円	5 0 0 円

備考

- 1 通常保育時間内の保育料については、4 時間以下の保育については 4 時間当たりとし、4 時間を超える保育については日額とする。
- 2 保育料には給食代、おやつ代を含む。
- 3 給食の提供を要しない場合は、通常保育時間内の保育料の額から 2 0 0 円を減じた額を保育料とする。

様式第1号(第9条関係)

一時保育利用申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり一時保育を利用したいので申込みします。

入園児童	氏名	生年月日	年齢	性別	希望保育園
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女	保育園
入園児童の家族状況	続柄	生年月日	性別	勤務先及び電話番号	
入園を希望する具体的理由					
希望する保育の種類等	1種別	(1) 非定型的保育サービス事業 (2) 緊急保育サービス事業 (3) 育児リフレッシュ保育サービス事業			
	2保育期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	3保育曜日	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)・(日)			
	4希望時間	曜日	午 時 分	～	午 時 分
曜日		午 時 分	～	午 時 分	給食あり・なし
曜日		午 時 分	～	午 時 分	給食あり・なし

(裏)

児童の健康状態	既往症 有( ) 無				アレルギー 有( ) 無
	発達 普 遅( )				ことば 普通 遅い
	申込み当日の健康状態について ※ 良・その他( )				
児童の送迎	送迎者氏名	続柄	方法	自宅から保育園までの時間	
	_____			分	
緊急時の連絡先	1			電話	- -
				(携帯)	- -
	2			電話	- -
				(携帯)	- -
利用料	保育料	円		合計	円
備考					

※ 児童の健康状態は、2日目以降については別紙により提出してください。

様式第2号(第10条関係)

一時保育利用承諾・不承諾決定通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

年 月 日申し込みのあった一時保育の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	承諾・不承諾
保育料金	円
児童氏名	
保育園名	
利用種別	(1) 非定型的保育サービス事業 (2) 緊急保育サービス事業 (3) 育児リフレッシュ保育サービス事業
保育時間	年 月 日から 年 月 日まで
保育曜日	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)・(日)
保育時間	① 曜日 午 時 分～午 時 分
	② 曜日 午 時 分～午 時 分
	③ 曜日 午 時 分～午 時 分
給食	① あり・なし ② あり・なし ③ あり・なし
不承諾について の理由	

様式第3号(第11条関係)

一時保育利用辞退届出書

年 月 日

東松山市長 宛て

住所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

一時保育を利用している下記の者について、年 月 日から一時保育の利用を辞退します。

入園している児童氏名 (ふりがな)	生 年 月 日	年齢	入園している保育園名
	年 月 日	歳	保育園
辞 退 す る 理 由 (簡略で結構です)			

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 1 0 条関係)

様式第 3 号 (第 1 1 条関係)